

季節外れの暖かさで桜の季節も足早に去っていきました。暗い出来事が多く、気持ちも重くなりがちですが、色鮮やかな花を愛でたり、好きなことに時間を割くなど、リフレッシュする時間を大切にしたいですね。



■成年年齢引き下げについて(消費者庁からのお知らせ)

成年年齢を引き下げることを内容とする民法改正法が4月1日に施行されました。成年年齢の引下げ後は、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

成年年齢の引下げについては、本年1月には、岸田内閣総理大臣のもとで、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、施行に向けてこれらの環境整備の施策をより強力に推進するべく、主な施策(下記URL参照)が示されました。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seinennenrei_hikisage/dail/siryou.pdf

成年年齢の引下げ後に新たに成年に達した若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断することが求められます。したがって、事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供等についての配慮が求められるものと考えられます。会員の皆さまにおかれましても、成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の呼びかけを行っていただきますよう、お願いします。



関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレットなども用意されているようです。一度ご覧ください。

- ・成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」 <https://seinen.go.jp>
- ・動画「1分でわかる成年年齢引下げ」 <https://www.youtube.com/watch?v=qmfpH8e7KQo>
- ・成年年齢引下げに関するパンフレット <https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>
- ・成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」
https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html
- ・「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/seinen_18/index.html

■2021年度第6回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

3月17日(木)18時30分から、仙台弁護士会館において、2021年度第6回消ラボが開催されました。前夜に大きな地震がありましたが、予定通り開催することができ、Zoomでの参加も含めて14名の参加がありました。

今回は「金融サービス仲介業の利用者保護」をテーマに、山形大学の小笠原奈菜教授がリモート講義を行いました。

近時、「金融商品販売法」が「金融サービスの提供に関する法律」に改正され、「金融サービス仲介業」という業態が創設されました。当日はこの金融サービス仲介業とはどういうものか、このような業態が創設されたことで消費者へどのような影響があるかについて講義がありました。



講師 小笠原奈菜教授

「金融サービス仲介業」は、従前銀行・証券、保険などは縦割りの法制がなされており、会社として全部の業を行おうとすれば、それぞれの事業者登録が必要となっていました。これについて、創設された「金融サービス仲介業」については、登録を経れば、一つの登録で銀行・証券・保険の仲介が可能となる仕組みとなっています。例えば、SNS 上で手軽に証券購入や保険加入ができるのではないかと、また、百貨店や家電量販店で金融商品を媒介することができるようになる、といった活用が考えられるとのことでした。

ただし、取り扱う商品については、高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限られています。また、利用者保護の観点から、利用者財産の受け入れを禁止したり、保証金の供託の義務づけがあったり、説明義務が課されるなど各業態の行為規制に準じた規制の網がかかっているなど、各業態に準じた規制もなされているとの解説がなされました。

消費者への影響ですが、現在、登録されている会社が非常に少ないことから、今すぐに影響はないものと考えられるし、高度な説明を必要としない金融サービスのみが対象であって、リスクが高い金融商品が取り扱われる可能性は低いものの、既存仲介業において発生しているトラブルと同様のトラブルが生じることについて指摘がなされました。

その後の意見交換では、現在想定されている金融サービス仲介業の活用方法についての確認がなされたり、提供する業者によっては、若者がスマホを通じて簡単に金融商品にアクセスできるようになるということから、今後も注視していく必要があるだろうなどの意見が出されました。

昨年度もコロナ禍という中で多くの方にご参加頂きました。特に、テレビ会議システムの活用で地域的な広がりも見せています。本年度も開催が決まりましたので、是非ご参加下さい。

◆2022 年度のテーマは下記を予定しています。

	日程	テーマ（仮題）	講師
第1回	5 月 19 日（木）	（株）防災センター判決について	中里 真 （福島大学准教授）
第2回	7 月 21 日（木）	消契法とサルベージ条項について	丸山 愛博 （北九州市立大学准教授）
第3回	9 月 22 日（木）	消費者概念について	山崎 暁彦 （福島大学准教授）
第4回	11 月 16 日（水）	消契法上の不当条項に係るいわゆる「グレーリスト」について	栗原 由紀子 （尚絅学院大学教授）
第5回	2023 年 1 月 18 日（水）	マルチ商法～成年年齢引き下げ問題～	窪 幸治 （岩手県立大学教授）
第6回	3 月 16 日（木）	美容・エステに関する被害	小笠原 奈菜 （山形大学教授）

※各回 18 時 00 分より仙台弁護士会館にて行います。Zoom での参加も可能です。申込みは、メール・FAX にて受け付けています。詳細は、同封のチラシ・HP をご覧ください。



■令和3年度春の適格消費者団体連絡協議会にオンライン参加しました

「適格消費者団体連絡協議会」は、全国の適格消費者団体及び適格団体を目指す団体と消費者庁から関係者が集まり情報や意見交換を行う企画として、年に2回（毎年春と秋）開催されています。今年春の協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月12日（土）13時から、Zoomを利用したオンライン形式で開催されました。ネットとうほくからは、吉岡和弘理事長、鈴木裕美理事、小野寺友宏事務局長、新野貴久子職員、金野倫子職員、天羽優子検討委員、窪幸治検討委員の7名が参加しました。

今回は、連絡協議会当日の前に、プレ企画（勉強会）として、オンラインで分科会（2月21日17時30分～「適格消費者団体認定実務」、3月2日18時～「行政の執行機関と適格消費者団体との連携」及び3月3日18時30分～「差止請求訴訟及び被害回復訴訟の判決等の検討」）が開催されました。分科会では、鈴木裕美理事が、防災センター高裁判決についての報告をしました。判決内容については、参加者から多くの質問や感想が寄せられ、関心の高さがうかがえました。

連絡協議会当日は、慶應義塾大学大屋雄裕教授に「消費者団体訴訟制度の可能性」というテーマで基調講演をいただきました。また、「差止請求訴訟・被害回復訴訟についての事例研究」においては、防災センター高裁判決について、分科会でテーマとなった事案として報告がなされました。

次回は、本年9月の開催が予定されておりますが、新型コロナウイルス感染状況によっては、今回のようなオンライン会議の形式での開催も予想されます。次回はネットとうほくが司会進行を務めることになっておりますので、しっかりと準備をして臨みたいと思います。



■2022年度通常総会・記念企画のご案内

ネットとうほく NEWS 第46号でご案内した通り、6月25日（土）10時30分より2022年度通常総会を開催いたします。2021年度のネットとうほくの活動を振り返るとともに2022年度の活動計画を決定する大事な総会です。感染対策を行った上で開催いたしますので、会員の皆さまは是非ご参加ください。

また、総会記念企画として、講演会を企画しました。ネットとうほくは被害回復手続きのできる特定適格消費者団体を目指して活動しています。今回の講演会では、昨年10月に全国で4つ目の特定適格消費者団体の認定を受けた消費者支援ネット北海道理事・事務局長の原琢磨弁護士に、

「被害回復のできる特定適格消費者団体をめざして

～いま私たちがすべきこと～」（仮）

と題して、特定適格消費者団体の認定を受けるための要件や、どのように活動し、どう体制を整えてきたのかなどお話いただきます。併せてご参加ください。

日 時：2022年6月25日（土）11：30～12：30

場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講 師：原 琢磨 弁護士（消費者支援ネット北海道理事・事務局長）

※10：30～11：20は通常総会を開催します。詳細は同封のご案内、HPをご覧ください。

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、理事で検討委員の佐々木菊恵さんです。

最近テレビで「成人年齢が引き下げられ 18, 19 歳の若者に SNS やアプリ上での儲け話や投資に関するメッセージをきっかけとしたマルチ商法が広がっている」と注意喚起をしていました。

内容はマルチ商法の被害にあった若者への取材でした。その人は、コロナ禍で授業はリモート、サークルは活動ゼロ、寂しさからマッチングアプリに登録、知り合った相手から初対面の日にサークルに勧誘されます。後日サークルの責任者と面談、資産形成や投資で儲かる情報が入った高額なタブレットを勧められます。サークルの実態はマルチ商法の販売組織。お金がないと言って断るものの、責任者から借金すればいい、他の人を勧誘すればマージンが入りすぐに元は取れると畳みかけられ、断り切れずに契約。儲からず借金だけ残り、信用した人から孤独に付け込まれただけだったと気づき心の傷を負いました。誰も自分と同じ目に遭わないでほしいという思いから取材に応じたということでした。

相談現場ではよく聞く手口です。しかし、被害に遭われた方にとっては初めての経験です。

「不審に思ったらすぐ断って」とか「安易に契約しないで慎重に判断して」といわれても不審に思うポイントや判断する基準を知らなければおかしいなとは思わないと感じます。

だます側へも取材。SNS 上で勧誘のメッセージを大量に送っていたという人は、「若者は知識が足りないので勧誘の対象にしやすい」と言っていました。

それならば、若者も知識をつけるしかないでしょう。一朝一夕にはいきませんが。

ここ数年、小中高校では、新学習指導要領が実施され、消費者教育や金融経済教育を本格的に教え始めています。

教育現場に消費生活相談員等の専門家を活用していただき、子どもたちが知識と判断力を養う場を継続的に提供できれば先ほどの若者の思いもかなうのでしょうか。消費生活相談員等は、日々あらゆる世代の方から様々な相談を受けており、最新情報に通じていますから、身近な事例を使って子どもたちに考えさせたり教えたりするには適任です。

私も相談員として、消費者被害等の未然防止の役に立ちたいという思いを強くした次第です。



東北財務局理財部金融監督第三課 専門調査員 佐々木菊恵

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp